

北九州市低炭素水素認証制度について

1 制度の目的

水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化対策に大きく貢献し得るエネルギーとして期待されている。

一方で、現在、国内で流通する水素のほとんどが化石燃料由来であり、製造段階では二酸化炭素を発生している。脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーを活用して水素を製造するなど、より低炭素な水素サプライチェーンの構築が不可欠であるが、水素は製造方法によっては二酸化炭素を排出し、「水素」の表記だけでは低炭素かどうか不明なため、事業者からは「低炭素水素」であることを認証する仕組みが求められている。

このため北九州市では、市内で低炭素水素を製造する事業者を支援するため、「低炭素で環境価値の高い水素」であることを認証する仕組み「北九州市低炭素水素認証制度」をつくることとした。

この制度により、低炭素水素の製造事業者を認証事業者として広く周知するとともに、事業活動の脱炭素化を目指す事業者に対して低炭素水素の利用を促していく。

2 制度の概要

① 認証対象

北九州市内において実施する、以下のすべての条件を満たす水素の製造に係る計画を認証対象とする。

- 水素1kg当たりの製造に伴い排出されるkgで表した二酸化炭素の量が 3.4 以下であること。
- 上記、二酸化炭素の量について、算定方法を明らかにした上で提示されていること。
- 製造手法が北九州市のカーボンニュートラル実現に向けて合理的なものであると認められること。

② 認証要件

- 水素を製造する施設が現に設置されていること、又は申請年度内に設置されることが確実であると認められること。
- 水素製造開始日を明らかにしていること。
- 年間最低60日間水素製造を行うこと。
- 低炭素水素の年間製造量を明らかにしていること。

③ 認証期間

- 認証期間は3年間とする。

3 その他

- 認証取得事業者には認証書の交付および認証ロゴマークの提供を行う。
- 市は認証の内容について公表を行う。